

議案第 35 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村越 祐民

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 23 条中「58 万円」を「61 万円」に改める。

附則第 14 項の見出し中「平成 22 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 22 年度」を「令和 2 年度」に改め、「国民健康保険税」の次に「(第 2 条第 2 項及び第 3 項の所得割額に限る。)」を加え、「申請によって、」を削り、「限り」の次に「、国民健康保険税」を加え、「申請によって」を「国民健康保険税（第 2 条第 2 項及び第 3 項の所得割額に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令の改正を踏まえ国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を引き上げるとともに、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入したことにより、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合における国民健康保険税の減免の特例を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。